感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

資料３－２

背景

鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）について、政令での暫定的な指定感染症への指定を早期に法律で措置するとともに、デング熱など昨今の感染症の発生状況等を踏まえ、感染症に対応する体制を一層強化することが必要。

概要

１．新たな感染症の二類感染症への追加

○　現在、政令により暫定的に二類感染症として扱われている鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）及び中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）について、二類感染症に位置付ける。

※　政令に基づく暫定的な指定感染症としての指定は、それぞれ鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）についてはH27.5.6、中東呼吸器症候群についてはH27.7.26に失効予定。

※　鳥インフルエンザ（通常は四類感染症）については、遺伝子の変異に迅速に対応できるよう、二類感染症に該当するものの性質を明確化した上で、その範囲は政令に委任することとし、現在法律で規定されているＨ５Ｎ１に加えてＨ７Ｎ９を規定することとする。

２．感染症に関する情報の収集体制の強化

○　知事（緊急時は厚労大臣）は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備。

※　上記によっては対応できない場合、知事（緊急時は厚労大臣）は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等から検体の採取等の措置をとることができる旨の規定を整備。

※　検体検査の質の向上を図るため、知事が入手した検体について、知事による検査の実施、検査基準の策定、厚労大臣から知事に対する提出の要請を規定。

※　一部の五類感染症について情報の収集体制を強化。（侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの届出方法の変更、季節性インフルエンザの検体の指定提出機関制度を創設）

（＊）その他

・　三種病原体等として管理規制（所持の届出等）が行われる結核菌の範囲を限定。

・　保健所による結核患者に対する直接服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定を整備。

施行期日

１．は公布の日から起算して二月を経過した日（その他の規定はＨ２８．４．１等）

（参考１）感染症法の対象となる感染症

平成26年９月19日現在

感染症類型	感染症の疾病名等
一類感染症	【法】 エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱
二類感染症	【法】 急性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）,結核,鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）」という。）
三類感染症	【法】 腸管出血性大腸菌感染症,コレラ,細菌性赤痢,腸チフス,パラチフス
四類感染症	【法】 Ｅ型肝炎,Ａ型肝炎,黄熱,Ｑ熱,狂犬病,炭疽,鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）を除く。）,ボツリヌス症,マラリア,野兎病 【政令】 ウエストナイル熱,エキノコックス症,オウム病,オムスク出血熱,回帰熱,キャサヌル森林病,コクシジオイデス症,サル痘,重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る。）,腎症候性出血熱,西部ウマ脳炎,ダニ媒介脳炎,チクングニア熱,つつが虫病,デング熱,東部ウマ脳炎,ニパウイルス感染症,日本紅斑熱,日本脳炎,ハンタウイルス肺症候群,Ｂウイルス病,鼻疽,ブルセラ症,ベネズエラウマ脳炎,ヘンドラウイルス感染症,発しんチフス,ライム病,リッサウイルス感染症,リフトバレー熱,類鼻疽,レジオネラ症,レプトスピラ症,ロッキー山紅斑熱
五類感染症	【法】 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）,ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）,クリプトスポリジウム症,後天性免疫不全症候群,性器クラミジア感染症,梅毒,麻しん,メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】 アメーバ赤痢,ＲＳウイルス感染症,咽頭結膜熱,Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎,カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症,感染性胃腸炎,急性出血性結膜炎,急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）,クラミジア肺炎（オウム病を除く。）,クロイツフェルト・ヤコブ病,劇症型溶血性レンサ球菌感染症,細菌性髄膜炎,ジアルジア症,侵襲性インフルエンザ菌感染症,侵襲性髄膜炎菌感染症,侵襲性肺炎球菌感染症,水痘,性器ヘルペスウイルス感染症,尖圭コンジローマ,先天性風しん症候群,手足口病,伝染性紅斑,突発性発しん,播種性クリプトコックス症,破傷風,バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症,バンコマイシン耐性腸球菌感染症,百日咳,風しん,ペニシリン耐性肺炎球菌感染症,ヘルパンギーナ,マイコプラズマ肺炎,無菌性髄膜炎,薬剤耐性アシネトバクター感染症,薬剤耐性緑膿菌感染症,流行性角結膜炎,流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）,淋菌感染症
指定感染症	【政令】 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ７Ｎ９であるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。） ※政令で指定。１年で失効するが、１回に限り延長可。
新感染症	（現在は該当なし）
新型インフルエンザ等感染症	【法】 新型インフルエンザ,再興型インフルエンザ

（参考２）感染症に対する主な措置等

措置内容	医師から保健所への届出 感染症の発生の原因等の調査	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除 汚染された場所の消毒	就業制限 健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	検疫法に基づく隔離等 建物の立入制限・封鎖 交通の制限
一類感染症 エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱　等	■	■	■	■	■
二類感染症 結核、ＳＡＲＳ、鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ(H5N1)　等	■	■	■	■	
三類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス　等	■	■	■		
四類感染症 狂犬病、マラリア、デング熱　等	■	■			
五類感染症 インフルエンザ、性器ｸﾗﾐｼﾞｱ感染症、梅毒　等	■				

注：　新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等である「新型インフルエンザ等感染症」については、上記全ての措置を講じることができる。

（参考３）感染症に関する情報の収集体制の強化

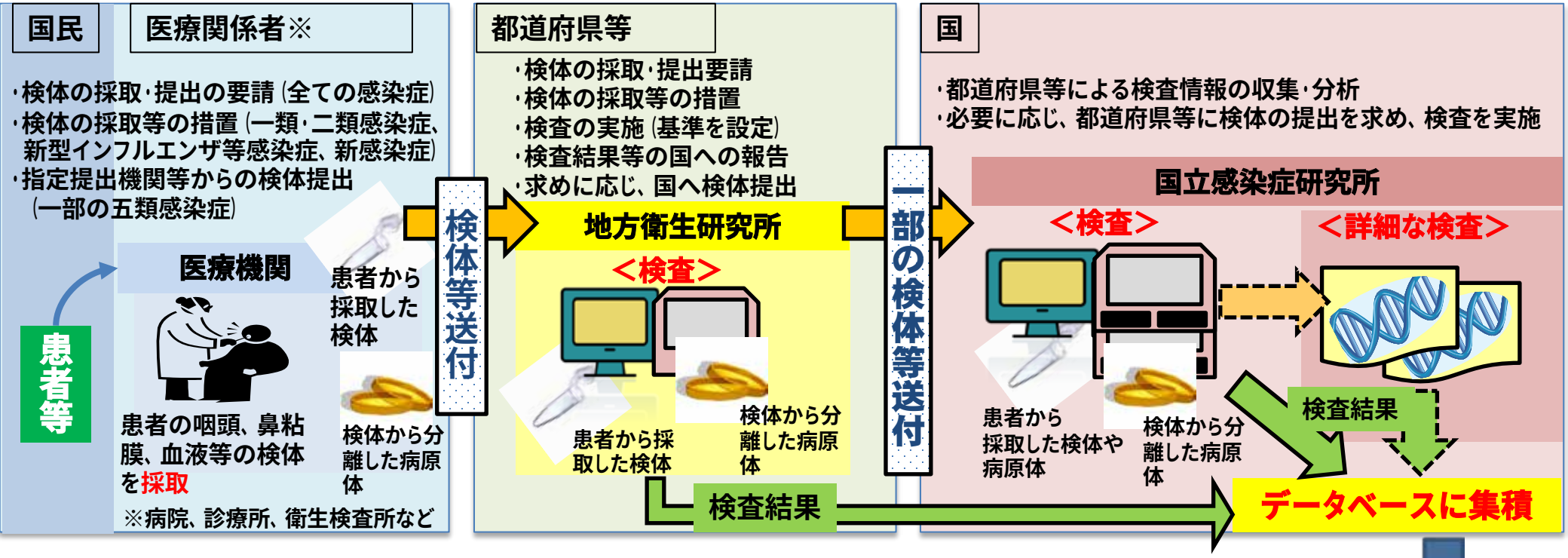

疫学調査の強化・充実

・一類、二類、新型インフルエンザ等感染症、新感染症などの発生の正確かつ確実な把握等
・流行している季節性インフルエンザの型や薬剤耐性インフルエンザウイルスの発生状況把握

情報分析